

いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議設置要綱

(目的)

第一条 石川県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づく事項について、協議を行うことを目的として、いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(業務)

第二条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 石川県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成26年石川県条例第35号）第11条の規定による歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること
- (2) 基本計画の効果的推進に関すること
- (3) 基本計画の評価及び見直しに関すること
- (4) その他必要な事項

(委員)

第三条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、委員20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体代表
 - (3) 医療分野代表
 - (4) 保健福祉分野代表
 - (5) 医療保険者代表
 - (6) 地区組織代表
 - (7) 行政関係者代表
- 2 委員が依頼時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を退いたときは、原則として、その後任の者が委員を務める。

(任期)

第四条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員から、やむを得ない事情による退任の申し出があれば、任期期間中であっても退任できるものとする。
- 3 任期期間中に退任者が出た場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第五条 推進会議には、議長を1名置く。

2 議長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第六条 推進会議は、議長が招集する。

(委員会)

第七条 推進会議は、第二条に掲げる事項について、専門的又は基礎的事項を検討するために委員会を置くことができる。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、石川県健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。